

別紙 2

# 各入国者収容所等視察委員会の意見 に対する措置等報告（概要）一覧表

平成 2 7 年 5 月末日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
1	東日本入国管理センター	平成27年2月2日	被収容者ごとに診療待機日数を把握し、その短縮に努め、診療体制の更なる充実を図られたい。	平成27年3月12日	措置	被収容者から診療申出があった場合には、看護師及び診療業務に専従する職員が申出内容及び診療待機日数を個別に把握し、診療を必要とする者が長期間待機させられないよう配慮している。 実際の症状を現場で把握している看守責任者の意見等も踏まえ、個々の内容を医師に相談することで、早い段階で被収容者の健康状態を医師が把握できるようにし、重症事案の見落としを防止するよう改善した。
2	東日本入国管理センター	平成27年2月2日	長期被収容者の精神衛生保持に資するため、精神科医による診療回数と臨床心理士によるカウンセリングの回数を増やすことを検討し、メンタルヘルスクアの更なる充実化に努められたい。	平成27年3月12日	措置	長期被収容者のうち、メンタルヘルスクアが必要な被収容者に対しては、現在も積極的に精神科の受診又は臨床心理士によるカウンセリングの機会を提供している。 現在、精神科医師による庁内診療は、1か月に2回程度であるが、速やかに精神科の診療を受けさせる必要がある場合は、庁内診療を待つことなく積極的に外部病院に運行している。 また、カウンセリングについては、1か月に4回程度実施しているところ、受ける者の心理状態や条件を考慮しつつ、より一層効率的にカウンセリングを実施することで、可能な限り1日当たりの件数を増加させられるよう、努めることとした。
3	札幌入国管理局	平成27年2月2日	(評価) 当視察委員会の意見を受けて、図書への貸与方法に改善が見られたことは評価できる。	平成27年3月12日	措置予定	入所実績を踏まえ、貸与図書のさらなる充実にも努めたい。
			なお、入所実績の多い国籍国言語を中心とする貸与図書とのさらなる充実化に努められたい。			
4	札幌入国管理局	平成27年2月2日	女性被収容者に対するより適正な収容処遇に資するため、女性入国警備官の増員を含めた検討を行い、さらなる処遇体制の充実化に努められたい。	平成27年3月12日	検討中	女性入国警備官の増員については、これまでも検討を重ねてきたところではあるが、今後も収容実績や実務上の問題点を考慮しつつ、人員の見直しを含めた検討を継続していく。 なお、女性の被収容者を収容中は、女性入国警備官の出張を避けるとともに、仮に女性入国警備官が不在となる状況下においては、被収容者処遇規則第40条の2に基づき、施設の長が指名した女性の職員に応援を求めると適切に対処している。加えて、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移送し収容するなど、収容期間をできる限り短期間とするよう努めている。
5	仙台入国管理局	平成27年2月2日	(評価) 面会室の小窓にカーテンを設置する等迅速かつ適切に対応された点について評価する。	平成27年3月12日		今後も被収容者の人権に配慮した処遇に努めることとしたい。
6	仙台入国管理局	平成27年2月2日	入所実績の多い国籍国言語を中心とする貸与図書とのさらなる充実化に努められたい。	平成27年3月12日	措置予定	入所実績を踏まえ、貸与図書とのさらなる充実にも努めたい。
7	仙台入国管理局	平成27年2月2日	女性被収容者の割合が多いことから、女性入国警備官の増員を検討し、女性被収容者に対し、より適切な収容処遇が行えるよう努められたい。	平成27年3月12日	検討中	女性入国警備官の増員については、これまでも検討を重ねてきたところではあるが、今後も収容実績や実務上の問題点を考慮しつつ、人員の見直しを含めた検討を継続していく。 なお、女性被収容者を収容中は、女性入国警備官の出張を避けるとともに、仮に女性入国警備官が不在となる状況下においては、被収容者処遇規則第40条の2に基づき、施設の長が指名した女性の職員に応援を求めると適切に対処している。加えて、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移送し収容するなど、収容期間をできる限り短期間とするよう努めている。
8	仙台空港出張所	平成27年2月2日	室内の壁に絵画等を配置するなど、閉塞感を緩和するような工夫を検討願いたい。	平成27年3月12日	措置予定	絵画若しくは写真などを掲示する予定である。
9	仙台空港出張所	平成27年2月2日	女性の施設使用者に対するプライバシーに配慮するために、女性の警備員を配置するよう努められたい。	平成27年3月12日	措置	現在契約中の警備会社に所属する女性警備員は、全員、日中しか勤務することができない契約とのことであるため、夜間は男性警備員が対応することとなるが、使用者の求めや状況に応じ、適切な対応が執られるよう、適宜航空会社に協力を要請することとする。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
10	仙台空港出張所	平成27年2月2日	室内に配置されたテーブルの角に転倒による事故や自傷行為等を防止する工夫を施されたい。	平成27年3月12日	措置	テーブルの角に保護テープを施す防止策を講じた。
11	東京入国管理局	平成27年2月2日	(評価) 貸与図書が増加、食事内容の改善、購入物品品目の拡充、CDプレーヤーの使用許可、新たな運動器具(ウォーターダンベル)の導入、臨床心理士によるカウンセリングの開始等、前期視察委員会の意見を受けて改善された点について評価する。	平成27年3月12日		今後も被収容者の要望に耳を傾けつつ、保安上・衛生上支障のない範囲において、適切な対応に努めることとする。
12	東京入国管理局	平成27年2月2日	より適切な医療を提供するため、医療を専門とする通訳人の確保、診療科目の充実化、診療日数の増加・診療時間の延長を検討されたい。	平成27年3月12日	検討中	予算の増額が必要となることから、収容業務全体を見極め、診療関係業務に必要な財源の捻出を検討している。
13	東京入国管理局	平成27年2月2日	法務省と協議の上、官給食の予算を増額し、被収容者一人当たりの食事単価を見直し、これまで以上に内容の充実した官給食の提供に努められたい。	平成27年3月12日	検討中	官給食の内容については毎年契約において、適切な対応をしているが、視察委員会の意見を踏まえ、官給食の単価の見直しについて検討するよう上級庁に対して提案する。
14	東京入国管理局	平成27年2月2日	官給食への異物混入事案に対応するため、食品の安全に関する国際標準規格である「ISO22000」、あるいは、都道府県が独自に設けている食品自主衛生管理認証を取得している業者を選定するなど、食品の安全・衛生面に配慮した適切な官給食の提供を実施されたい。	平成27年3月12日	検討中	官給食の契約については、毎年、複数の事業者に入札への参加を呼びかけているものの、被収容者の宗教上、健康上等の理由から多種・多様な特別食への対応が必要なことや、年間を通じて1日3食の配送が困難である等の理由により、参加事業者が集まりにくい状況にある。 平成28年度の契約においては、こうした実情も踏まえながら、入札条件に視察委員会の意見を反映させることの是非について検討を行うこととする。 なお、官給食への異物混入事案については、その都度給食業者に衛生管理の徹底と必要な改善を申し入れ、再発防止に努めるよう要求している。また、衛生上、重大な事案が発生した場合には保健所との連携を強化した上で適切に対応することとしている。
15	東京入国管理局	平成27年2月2日	2013年10月に発生した被収容者の死亡事案において、救急要請するまでに50分以上を要している。今後は、消防庁ホームページに掲載された「ためらわずに救急車を呼んで欲しい症状」の記載を尊重し、速やかに救急搬送を要請することを求める。	平成27年3月12日	措置	被収容者の状態が、意識障害やけいれんなど総務省消防庁のホームページに掲載された「ためらわずに救急車を呼んで欲しい症状」に該当するときは、直ちに救急要請することを周知徹底した。 なお、これに該当しないときでも、看護師が在庁している場合は看護師に助言を求め、在庁していない場合は、「東京消防庁救急相談センター」に助言を求めるとして、必要に応じて救急要請又は外部の医療機関に速やかに連行することとしている。
16	東京入国管理局	平成27年2月2日	居室の畳の損傷について、速やかに修繕することを求める。	平成27年3月12日	措置予定	予算状況及び収容状況等を勘案しながら順次収容区ごとに畳を更新している。今後、未更新の他の収容区についても順次対応することとしている。
17	成田空港支局	平成27年2月2日	被収容者の要望を踏まえ、給食メニューの多様化に努めるとともに、食事の量と栄養バランスについても配慮されたい。	平成27年3月12日	検討中	給食の具体的なメニューは、仕様書や契約書に基づいて給食業者が決めているところ、次年度の給食業者が決まれば、予算の範囲内でメニューの多様化、量及び栄養のバランスについて、被収容者の要望を踏まえ、業者と意見交換を行う。
18	成田空港支局	平成27年2月2日	被収容者の心情把握及びストレス軽減に資するため、積極的に通訳人を活用するなどして、被収容者とのコミュニケーションをより一層図った処遇を実施されたい。	平成27年3月12日	措置	コミュニケーションを取ることが心情把握及びストレス軽減につながることを念頭に置き、通訳人を介したコミュニケーションの更なる確保に努めるよう周知徹底することとした。
19	成田空港支局	平成27年2月2日	衛生的な環境を維持するため、収容場内の換気に努められたい。	平成27年3月12日	措置	平成27年3月26日から収容場内の適当な場所に消臭剤を配備することとした。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
20	羽田空港支局	平成27年2月2日	(評価) 前期視察委員会の意見を受けて、出国待機施設内に閉塞感を緩和するためのバーチャルポスターや観葉植物を配置するなど、その環境整備に努められたことを評価する。	平成27年3月12日	／	今後も人権に配慮した収容場及び出国待機施設の環境整備に努めていく。
21	羽田空港支局	平成27年2月2日	収容場の居室内に備え付けてある被収容者遵守事項などの複数の冊子については、被収容者が閲読するという視点に立って、分かりやすく色分けをしたり、表紙を付けるなどの工夫をされたい。	平成27年3月12日	措置	被収容者遵守事項、不服申出制度等の案内文を入れたクリアファイル全4冊を色分けするとともに、何の案内文が入っているのか一見して分かるように日本語及び英語による背表紙を付けた。
22	横浜支局	平成27年2月2日	(評価) 貸与図書が増加された点について評価する。	平成27年3月12日	／	今後も継続的な図書の追加配備に努め、貸与図書の充実を図りたい。
23	横浜支局	平成27年2月2日	開放処遇時間中における被収容者の処遇の多様化を図るため、CDプレーヤーの使用許可などについて検討されたい。	平成27年3月12日	検討中	既にCDプレーヤーの使用を認めている東日本入国管理センター及び東京入国管理局における使用許可後の状況や使用に係る要領を調査した上、適切な方法で使用を認めるための検討を続けることとする。
24	横浜支局	平成27年2月2日	官給食への異物混入事案に対応するため、食品の安全に関する国際標準規格である「ISO22000」、あるいは、都道府県が独自に設けている食品自主衛生管理認証を取得している業者を選定するなど、食品の安全・衛生面に配慮した適切な官給食の提供を実施されたい。	平成27年3月12日	検討中	官給食の契約については、毎年複数の事業者に入札への参加を呼びかけているものの、被収容者の宗教上、健康上等の理由から多種・多様な特別食への対応が必要なことや、年間を通じて1日3食の配送が困難である等の理由により、参加事業者が集まりにくい状況にある。 平成28年度の契約においては、こうした実情も踏まえながら、入札条件に視察委員会の意見を反映させることの是非について検討を行うこととする。 なお、官給食への異物混入事案については、その都度給食業者に衛生管理の徹底と必要な改善を申し入れ、再発防止に努めるよう要求している。また、衛生上、重大な事案が発生した場合には保健所との連携を強化した上で適切に対応することとしている。
25	横浜支局	平成27年2月2日	法務省と協議の上、官給食の予算を増額し、被収容者一人当たりの食事単価を見直して、これまで以上に内容の充実した官給食の提供に努められたい。	平成27年3月12日	検討中	官給食の内容については毎年契約において、適切な対応をしているが、視察委員会の意見を踏まえ、官給食の単価の見直しについて検討するよう上級庁に対して提案する。
26	西日本入国管理センター	平成27年1月23日	運動時間の延長について、長期被収容者のストレス解消に繋がるため、検討していただきたい。	平成27年3月12日	検討中	これまでも、運動時間の延長を図ってきたが、今後も引き続き、検討を行っていく。
27	西日本入国管理センター	平成27年1月23日	面会時間について、面会者と被収容者との関係や来庁に要する時間等を考慮して延長するなど柔軟に対応していただきたい。 また、延長の可否に係る事前通知についても検討していただきたい。	平成27年3月12日	措置 (一部検討中)	面会時間については、従前から個々の事情に応じて柔軟に対応を行っており、今後も柔軟な対応を継続していく。 延長の可否についての事前通知については、今後検討を重ねたい。
28	西日本入国管理センター	平成27年1月23日	被収容者に対する日本語の学習機会について、例えば、希望者が開放時間に居室外で一堂に会して日本語教育に係るテレビ番組を視聴できる環境の整備等、対応を検討していただきたい。	平成27年3月12日	措置	テレビの日本語教育番組は、居室内で一堂に会して視聴できる環境にある。また、13か国語の辞書を配備し、看守勤務員も被収容者からの質問には丁寧に対応している。今後も被収容者による申出があれば、適宜対応していく。
29	西日本入国管理センター	平成27年1月23日	入所時における被収容者のレントゲン検査について、今年度、結核患者が発生したとの情報があることから、発生時の対応に係るリスクを考へて、実施について検討していただきたい。	平成27年3月12日	措置	拒否しない被収容者に対しては、入所時にレントゲン検査を実施しているところ、昨年の12月までは、最長の場合、入所1か月後の検査であったが、本年1月からは原則1週間以内に実施することとした。
30	西日本入国管理センター	平成27年1月23日	貴所のカウンセリング室は、暖かい色のマットや椅子が落ち着いた雰囲気になっており、西日本地区で一番良い環境である。 モデルケースとして、他の施設にも広めていただきたい。	平成27年3月12日	措置	他施設の職員に視察を促し、その際に見学してもらうこととする。
31	大村入国管理センター	平成27年1月23日	被収容者からの申出、要望等には、随時適切に対応していると思われるが、面接の結果、当局側の意図するところが十分被収容者に伝わっていない部分があるようなので、収容期間が長期となっている被収容者と適切な関係を築くため、個々の説明について意を尽くしていただきたい。	平成27年3月12日	措置	被収容者からの申出、要望等については、その内容を詳細に聴取し、適切に判断した上で、被収容者が理解しやすいよう丁寧な説明に努めている。 今後も引き続き個々の説明に意を尽くすことにより、収容が長期となっている被収容者とより一層適切な関係を築くよう配慮することとする。
32	大村入国管理センター	平成27年1月23日	慢性疾患であっても症状が継続する場合、ストレスが大きいため、積極的な治療について考えていただきたい。なお、当該被収容者から外部病院で精密検査してほしいとの要望があるので、医師にその旨伝えてもらいたい。	平成27年3月12日	措置	慢性疾患であっても症状が継続する場合は、精神的な面にも配慮しつつ、治療しているところであるが、なお一層、適切な治療に配慮することとする。 なお、被収容者から外部病院で精密検査してほしいとの要望があれば職員がその旨医師に伝えているが、今後も適切に対応する。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
33	大村入国管理センター	平成27年1月23日	診療時に日本語が話せる他の被収容者が通訳する場合があるとのことだが、被収容者の通訳では病状等がうまく伝わらないし、個人のプライバシー保護の観点からも積極的に通訳を使うことについて検討していただきたい。	平成27年3月12日	措置	被収容者による通訳は、プライバシーに配慮し、受診者が希望する場合に限り行っているものであるが、病状等が十分伝わるよう、今後も、より適切に通訳を活用することとする。
34	大村入国管理センター	平成27年1月23日	夜間に冷たい飲料が飲みたいので冷蔵庫等を設置してほしいとの意見がある。 他の施設との処遇の標準化は必要であるが、長期収容を行う入国者収容所として、対応を検討いただきたい。	平成27年3月12日	検討中	冷蔵庫を設置することは、設置場所(電源・騒音)、冷蔵品の盗難・誤飲、要冷蔵食品の購入・差入れ物品の範囲拡大、要冷蔵食品保存による衛生上等の問題があり、直ちに対応することは困難であるが、夜間に冷たい飲料が飲みたいとの要望に応えられる方策について検討中である。
35	大阪入国管理局	平成27年3月13日	収容後、初めて診療を希望する被収容者に対しては、医師による診療を実施するとともに、再診を希望する場合には、職員による予後観察を行いつつも、適宜、医師による診療を行っていただきたい。 なお、医師、看護師が不在の場合における外部診療実施の判断は、被収容者の申出をできるだけ尊重して行っていただきたい。そうすることで、事後の説明責任が果たせる。	平成27年4月30日	措置	被収容者に対する診療については、初診・再診にかかわらず、医師が必要ないと判断した場合を除き、医師の診療を受けさせている。 また、医師、看護師が不在の場合においては、本人からの申出の如何にかかわらず、必要性・緊急性を考慮して外部病院で受診をさせており、今後も、ご意見の趣旨を踏まえ、適切な診療の実施に努めたい。
36	大阪入国管理局	平成27年3月13日	個人情報開示を希望する被収容者に対しては、申請様式が日本語表記のみであることから、その記載内容の説明時及び作成時における通訳の使用、あるいは翻訳文の作成などについて、必要に応じて配慮願いたい。	平成27年4月30日	措置 (一部検討中)	個人情報開示請求の申請については、委員会からの意見を受けて、日本語を解さない被収容者に対して通訳人を使用することとした。 また、申請用紙については、説明文の翻訳について検討したい。
37	大阪入国管理局	平成27年3月13日	面会実施日について、遠方から訪問する家族や友人などの負担を考慮して、隔週、月一度などの頻度からでも良いので週末の実施について検討していただきたい。	平成27年4月30日	講じず	休日等官執時間外の面会実施については、勤務員の確保はもとより、庁舎の安全管理の点で問題があることなどから、実施は困難である。
38	大阪入国管理局	平成27年3月13日	官給食について不満がある被収容者が多いので、予算上対応可能な範囲でメニューの多様化など、不満解消に努めていただきたい。	平成27年4月30日	措置	官給食については、これまでも被収容者の健康や宗教に対する配慮のみならず、被収容者の意見を尊重し、委託業者と協議してメニューの多様化など契約の範囲内で可能な対応をしてきたところであり、今後も引き続き不満解消に努めることとする。
39	大阪入国管理局	平成27年3月13日	複数の被収容者から施設が狭くて、圧迫感があり、収容が長期化することで耐えがたいストレスとなつとの意見があった。 長期収容に対応した施設への移移を含め、ストレスの軽減に努めていただきたい。	平成27年4月30日	措置	収容居室については、全国で同様の面積規模で設置しており、大阪入国管理局の収容場が他所と比較して狭いわけではない。 また、毎日、戸外運動の機会を確保するのみならず、運動用具や娯楽用具も貸与し、日中は居室扉も開放して収容区域内を自由に行き来できるようにするなどして、被収容者の健康維持とストレスの軽減に努めているところであるが、ご意見を踏まえ、更なる解決を図るためにも、長期収容に対応した入国管理センターへの移移を含め、当局における長期収容の解消に努めたい。
40	名古屋入国管理局	平成27年1月23日	外部診療を希望しても聞いてもらえず、説明してもらえないとの不満が多い。当局側の意図するところが充分被収容者に伝わっていない部分があるので、個々の説明について意を尽くしていただきたい。	平成27年3月12日	措置	外部診療については、体調に急変があるものなど急を要する場合以外は、基本的に庁内診療を行い、医師にその必要性について意見を求めた上で判断しており、実施しない場合、その理由等についても、被収容者に説明している。 一部の被収容者には納得しない者も見られるが、その者については、再度、看守勤務員及び看護師が改めてわかりやすく説明するように努めており、今後も被収容者が十分に理解するよう、説明を尽くすこととする。 なお、日本語を十分理解できない者については、適宜、通訳を付けて診療や説明を実施している。
41	名古屋入国管理局	平成27年1月23日	職員の対応に一貫性がない、言葉が通じないとの不満が多いことにより、被収容者からの不信感が強い。職員の外国語能力向上などを含め、意思の疎通が図れるよう努めていただきたい。	平成27年3月12日	措置	収容場内における遵守事項など被収容者に周知しておく必要のある事項については、各居室に多言語化した印刷物を配備するなどしているが、職員に対しては今一度、同事項についての理解を深めておくように指示した。 被収容者からの申出、相談等に対する対応状況等についても、各対応が齟齬することのないように、メモ・口頭など適宜の方法をもって確実に引継を行うよう指導し、必要な情報を共有することとした。 また、判断に迷う案件については、上司への報告を行いそれに対応しているところであるが、改めて、被収容者からの申出等に対しては上司への報告を行い一貫性のある対応を行うよう指示した。 これまでも、日本語を理解できない者については、通訳を付けるなどして誤解のないように対応を行っているが、更に十分な説明を行うよう指示した。 職員の語学力向上については、研修等を行っているところであるが、自己研鑽に努め更なる能力向上を目指すよう指導している。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
42	名古屋入国管理局	平成27年1月23日	女性被収容者から面会時に子供とのスキンシップを取りたいという意見が多かったことから、親子面会については、仕切りのない場所で行えるよう対応を検討していただきたい。	平成27年3月12日	措置	女子被収容者から当該面会について願出が行われたことはないが、これまで男子被収容者から同様の申出が行われた際は、個別に検討し、面会を実施したこともある。女子被収容者についても同様の申出があれば、可否について個別に検討する。
43	名古屋入国管理局	平成27年1月23日	レントゲン撮影は、入所後30日を経過した人のみを対象としているとのことであるが、その結果、結核保菌者がいた場合、当局の責任が問われることになるので、入所後速やかに行うよう検討していただきたい。	平成27年3月12日	講じず	被収容者を収容する際は、体調、既往歴などの聞き取りを行うほか、多言語化された健康状態に関する質問書への記載を求めるとともに、検温、血圧測定を行うなどして入所前に被収容者の健康状態把握に努めている。また、他機関において収容されていた者については、収容時に健康状態の引継を受けている。 入所時の健康状態に問題があると認められた場合には、看護師や医師に相談し、必要があれば医師の診断を受けさせるなどして対応している。 看護師等が在庁していないときには、症状に応じて外部病院において受診させるなどの対応をとることとしている。 このように入所後30日を経過していない者であっても、必要に応じて医師の診断を受けさせ、レントゲン撮影を受けさせている。
44	名古屋入国管理局	平成27年1月23日	洗濯機の洗濯槽周辺にカビがあるとの話があった。衛生上の問題になり得るので、被収容者からの申出に基づいて対応するのではなく、定期的に清掃が行われるよう検討していただきたい。	平成27年3月12日	措置	洗濯槽洗剤を使用して、各区域毎に順次、定期的(概ね3か月毎)に洗濯槽の清掃を実施することとした。
45	中部空港支局	平成27年1月23日	出国待機施設の警備を委託している警備会社職員に対して、人権啓発等の研修を実施していただきたい。	平成27年3月12日	措置	警備会社との契約上、人権に配慮するよう明記された規定を設けており、警備員に対して日々の業務において人権に関して注意を促している。 また、今後は各警備員が常時人権意識を維持できるように人権啓発にかかるポスターを掲示したり、パンフレット等を出国待機施設内の警備員の待機場所に設置することとした。
46	中部空港支局	平成27年1月23日	出国待機施設内の規則や施設設備の使用法、既に掲示してある重要連絡事項等を文章にし、多言語化して施設内に掲示していただきたい。	平成27年3月12日	措置	出国待機施設の利用に際しての重要連絡事項等を記載した「施設利用案内」を作成し、16か国語に翻訳した上で、各施設の利用者に周知させることとした。
47	福岡入国管理局	平成27年1月23日	現状では、被収容者が女性の場合、女性入国警備官の数が足りないため、夜間は男性入国警備官が対応しているとのことであるが、本来、女性入国警備官が対応すべきであると思われるので、人権の問題に発展しないよう、女性入国警備官の増配置について検討していただきたい。	平成27年3月12日	検討中	女性入国警備官の増員については、これまでも検討を重ねてきたところではあるが、今後も収容実績や実務上の問題点等を考慮しつつ、人員の見直しを含めた検討を継続していくこととした。 なお、本局各課・部門及び近隣の出張所の女性職員で過去に入国警備官としての勤務経験のある者等の名簿を作成し、収容場等において女性の対応が必要となった場合に、これに応じることができるように準備した。 また、女性被収容者について、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移送し、収容することとしている。